

大会開催地 公募要件

— 国際大会(World Triathlon/Asia Triathlon主催)、国内選手権 —

公益社団法人日本トライアスロン連合(JTU)

2024年 7月制定

1. はじめに

- 1) 目的
- 2) 意図
- 3) 大会開催の意義
- 4) 公募スケジュール
- 5) JTUの役割

2. 基本要件

- 1) 主催構成と運営体制
- 2) 委任業務及び大会予算/執行にかかる収支責任
- 3) 経費負担
- 4) 競技
- 5) 大会運営
- 6) 大会パートナー
- 7) TRI/AST/JTUロゴマークの使用/制作物等
- 8) 競技機材・大会関連物品、計測システム、写真判定
- 9) スポーツプレゼンテーション
- 10) テレビ・インターネット/LIVE配信 及び メディア対応
- 11) テレビ番組制作
- 12) 映像・写真等の使用
- 13) インターネット・ホームページなどIT関連
- 14) 保険・補償制度
- 15) 出場選手
- 16) 役員/パートナー/テクニカルオフィシャル(TO)
- 17) メディカル体制
- 18) ドーピングコントロール
- 19) 水質検査
- 20) コンティンジェンシープラン(緊急時対応計画)
- 21) サステナビリティ(持続可能性)

3. 選定基準

4. 申込手順

1) 目的

公益社団法人日本トライアスロン連合(以下、「JTU」)では、JTU定款第3条の目的を達成するために、トライアスロン及び関連マルチスポーツの国際大会(World Triathlon(TRI)/Asia Triathlon(AST) 主催)/国内選手権(以下、「大会等」)における開催地を公募するにあたり基本要件を設ける。

2) 意図

大会開催地及び開催を希望する団体・大会実行員会(以下、「LOC」)に対して公募要件を定めることで、大会等を開催するにあたり事前にLOCの果たすべき役割を明確にする。LOCの義務と権利を定め、大会等に関わるすべての組織・関係団体にとって、リスクを最小限に抑え、公平で透明性ある事業運営につなげることを目的とする。

3) 大会開催の意義

大会開催は、選手、指導者、テクニカルオフィシャル(TO)、大会関係者、観客等を大会開催地に招き、経済的効果をもたらす。競技特性上、開催地の景観をレース会場として使うことで、開催地の魅力を伝えると同時に、自然環境への配慮や取り組みは責務として持続可能な開発目標(SDGs)を達成する。

また、国際大会/国内選手権を複数年単位で招致することで、スポンサー誘致の可能性、選手や大会関係者の増加、組織ガバナンスの強化、メディアの注目度向上、開催地域の活性化、生涯スポーツとしての健康促進等、長期的なアプローチにより大きなメリットをもたらす。

大会開催を成功させることで、トライアスロン競技の強化・普及に繋がり、年代・ジェンダー・障がい問わず、「だれもが生涯スポーツとして健康的にトライアスロンを楽しむ」世界の実現を目指す。

4) 公募スケジュール <2025年度>

TRI/AST主催大会の開催地公募期間が、コロナ禍以前のスケジュールに戻ったことを受けて、国際大会の年間スケジュールが早期決定する見込み。国際大会と足並みを揃えるべく、国内選手権(※)においても、同時期での開催決定の発表を予定している。

	国際大会 World Triathlon主催	国際大会 Asia Triathlon主催	国内選手権 ※
公募期間	全力テグリー 2024/7/15 まで	アジア選手権 2024/7/31 まで	2024/8/31 まで
選考/発表	全力テグリー 2024/9/16	アジア選手権 8月 EB会議	2024/9/25 JTU第3回理事会
備考	—	アジア選手権 開催承認後、 アジアカップ 公募開始予定	—

※ 対象選手権

- (1) 日本スプリントトライアスロン選手権(日本SP)
- (2) 日本スーパースプリント選手権(日本SSP)
- (3) 日本U23トライアスロン選手権(日本U23)
- (4) 日本U23スプリントトライアスロン選手権(日本U23SP)
- (5) 日本U19トライアスロン選手権(日本U19)
- (6) 全国高等学校トライアスロン選手権(高校生)
- (7) 日本デュアスロン選手権(日本DUA)
- (8) 日本アクアスロン選手権(日本AQ)

5) JTUの役割

大会開催に際して、JTUは次の役割を担う。

- 必要不可欠な技術的・運営的サポート/承認
- ブランディングガイドラインやスポンサー・パートナーシップの枠組みや位置付け等、マーケティング的サポート/承認
- 国際組織(TRI、AST等) や大会開催における関連組織(官公庁、関連スポーツ団体等) との関係構築サポート
- 都道府県競技団体・学連登録会員やメディア等に対する情報発信、広報活動
(JTUHP、JTUメールニュース、Facebook、X(旧Twitter)、Instagram 等)
- 大会出場基準、イベントエントリー、ランキング制度の管理
- 技術代表/審判長/審議委員/医療代表 の任命/承認
- JTU公認サービスの斡旋
(保険・補償制度、エントリーシステム、競技機材・大会関連物品、計測システム 等)
- JTUオフィシャルパートナーからの協賛/物品提供(VIK)
- VIP/JTU役員の管理

大会開催に際して、LOCは次の役割を担う。

なお、TRI/AST/JTU及び関連団体が定める競技規則、イベントオーガナイズマニュアル(EOM)、ブランドガイドライン等の規則・規程(※)を遵守して、大会を開催することに合意するものである。

※ 関連規則・規程 <http://www.jtu.or.jp/event-documents/>

1) 主催構成と運営体制

- 大会主催者の一員として、円滑な大会運営に努める。主催構成は複数団体により設立することもある。主催構成に関する事項は、JTU/LOC協議の上で決定する。
- JTU大会ディレクター登用により、運営全般やコース環境設定に加え、選手ホスピタリティ等の総務面も含めて、これまでの経験と知見を活かしたサポートが可能。業務内容、報酬、関連諸経費は、JTU/LOC協議の上で決定する。
- 大会主催者の一員として、大会概要を作成する。

2) 委任業務及び大会予算/執行にかかる収支責任

- JTUはLOCに対して、次の業務を委任する。
 - 大会開催に際して、TRI/AST/JTU から付与される権利の行使及び義務の履行に関する業務
 - 大会開催に係る予算・決算に関する業務
 - 大会開催に係る協賛金ほか事業収入の獲得に関する業務
 - 大会開催に必要な事業とこれに伴う業務及び経費執行に関する業務
 - 大会開催に必要な官公庁に対する許可及び申請ならびに関係団体との調整に関する業務
 - その他、大会の開催に必要なJTUに固有の業務以外の業務
- LOCは、大会開催にかかる全ての財務/収支に対する責任を持ち、独立採算での大会開催を基本とする。当該計画等が変更された場合も同様とする。
- LOCは、法令及びJTUと締結する大会開催契約書に定めるもののほか、大会主催団体において承認された大会事業計画書及び同収支予算書に基づき、委任業務を実施しなければならない。
- LOCは、大会事業費の支払業務を速やかに行い、JTUとの最終調整をもって、支払執行及び決算書作成を行うものとする。

3) 経費負担

- 次の費用をLOCが負担するものとする。
 - 公認料、強化費/賞金
 - 競技役員(技術代表(TD)/副技術代表(aTD)/医療代表(MD))における 謝金
 - 大会役員/競技役員/大会ディレクターにおける交通費、宿泊費、関連諸経費
 - エリート部門出場選手にかかるアスリートサービス諸経費
 - 大会開催にかかる会場/備品/ボランティアに対する諸経費
 - メディカル体制構築にかかる諸経費、選手搬送経費
 - ドーピングコントロールにかかる諸経費
- 費用に関する詳細は、TRI/AST/JTU の定めるものとする。

4) 競技

- 大会競技内容及び構成については、TRI/AST/JTUが定める競技規則等の規則・規程に準じて設定し、過不足・修正については、LOCが協議の上、「大会ローカル規則」「特別運営基準」を設定し、TRI/AST/JTUの承認を受けるものとする。

5) 大会運営

- 大会運営内容及び構成については、TRI/AST/JTUが定めるイベントオーガナイザーズマニュアル(EOM)等の規則・規程及び大会事業計画書に準じて設定し、過不足・修正については、LOCが協議の上、別途作成するものとする。
- LOCは、大会の所有する各権利の取り扱いの窓口となり、常にJTUと協議して執行することとする。

6) 大会パートナー

- 大会への協賛パートナー(スポンサー)について、JTUとLOCは事前協議の上、決定するものとする。
- LOCは、TRI/AST/JTU オフィシャルパートナーが大会に適用されることに同意し、大会における協賛社等の位置付け(同一業種排除など)、会場での露出対応、VIK提供などをはじめとし、JTU/LOC協議の上、マーケティング・ブランディング調整を行うこととする。
- LOCは、TRI/AST/JTU オフィシャルパートナーの協賛内容の実施について責任を持って執行するものとする。
- 上記のほか、開催地における状況や条件に即したパートナーを要する場合、JTU/LOC協議の上、決定することとする。

7) TRI/AST/JTUロゴマークの使用/制作物等

- JTUの事前承認及び承認番号の付記により、JTUが管理する TRI /AST/JTUロゴマークを印刷物等に使用することができる。ただし、商業的使用においてはその限りではない。
- 大会会場及び大会期間中の製作物、造作物、看板、印刷物、HP等とそれらのデザインならびにレイアウト等に関しては、大会ロゴとともに、TRI/AST/JTUロゴマークを掲出することを義務付ける。
- 使用にあたっては、TRI/AST/JTUが定めるブランドガイドライン等の規則・規程に準じるものとする。

8) 競技機材・大会関連物品、計測システム、写真判定

- TRI/AST/JTUが定める競技規則、イベントオーガナイザーズマニュアル(EOM)等の規則・規程に準じて準備する。
- 掲出するTRI /AST/JTU 及び オフィシャルパートナー ロゴマーク等については、TRI/AST/JTUが定めるブランドガイドライン等の規則・規程に準じるものとし、JTU/LOC協議の上、決定することとする。
- 参考) 大会開催支援サービス紹介
<https://www.jtu.or.jp/jtu-official-event-service/>

9) スポーツプレゼンテーション

- 大会におけるスポーツプレゼンテーションについては、TRI/AST/JTUが定めるスポーツプレゼンテーションマニュアル等の規則・規程に準じるものとする。

10) テレビ・インターネット/LIVE配信 及び メディア対応

- 大会実施にあたり、日本全国及び世界全域に対するテレビ放送・インターネット/LIVE配信 及びメディア対応を行う場合、TRI/AST/JTU オフィシャルパートナーと協賛調整を図り、テレビ放送・インターネット/LIVE配信に関する予算並びに事業推進について責任をもって執行する。

11) テレビ番組制作

- 国内外のテレビ番組放送制作を行う場合、ホストテレビ局と協議の上、TRI/AST/JTU オフィシャルパートナーと協賛調整を図り、テレビ番組製作及び海外放送に関する予算並びに事業推進について責任をもって執行する。

12) 映像・写真等の使用

- 大会の映像・写真等を使用する場合、JTUの事前確認により、特に問題がないと判断された場合、これを承認するものとする。ただし、大会及び出場選手の映像・写真等の使用の管理はLOCに帰属するものとし、大会関係者ならびに出場選手に対する事前了承を得ることとする。また、TRI/AST主催大会出場選手は、この限りではなく、TRI及びASTに帰属するものとする。

13) インターネット・ホームページなどIT関連

- 大会に関するインターネット関連の業務については、事前にJTU/LOC協議の上、JTUが設定する指示内容に順守したものを作成する。

14) 保険・補償制度

- 大会賠償責任保険への加入を必須とし、補償内容を大会概要に明記すること。
- JTU公認トライアスロン大会保険を推奨。
大会事情により別保険を使用する場合、補償範囲が同等となるものを推奨。
<https://www.jtu.or.jp/join/insurance/event/>

給付内容／原因	傷害	日射病・熱射病・ 低体温症	細菌性食物中毒	特定疾病
死亡補償見舞金	1,500万円(傷害保険)	500万円	—————	—————
後遺障害補償見舞金	45～1,500万円(傷害保険)	20～500万円	20～500万円	500万円
入院見舞金	5,000円×日数＊	5,000円×日数＊	5,000円×日数＊	5,000円×日数＊
通院見舞金	2,500円×日数＊	2,500円×日数＊	2,500円×日数＊	2,500円×日数＊
葬祭費用見舞金	—————	—————	100万円(実費)	100万円(実費)

- 都道府県競技団体・学生連合登録会員の場合、自動付帯された「トライアスロン安全保険」が同時適用される。
<https://www.jtu.or.jp/join/insurance/safetysports/>
- 参考) JTU公認トライアスロン保険・補償制度
<https://www.jtu.or.jp/join/insurance/>

15) 出場選手

- エリート部門出場選手について、TRI/AST/JTU 公認の選手とし、これを承認する。
- エリート部門出場選手に対して、次のサービス(アスリートサービス)を提供する。ただし、提供内容・費用に関する詳細は、TRI/AST/JTU の定めるものとする。
 - 空港送迎/バイク輸送等の交通手段
 - 宿泊/食事
 - アスリートサポートデスクの設置(空港またはオフィシャルホテル内)
 - 医療体制/メディカルサービス
 - トレーニングサービス(大会前トレーニング用にスイム・バイク・ランのトレーニング環境を提供)
 - 交通規制等のコントロールを実施した上でのスイム・バイク・ランコースでの試泳/試走の実施
- エリート部門出場選手からエントリー費を徴収した場合、大会終了後、JTUに対して支払うこととする。

16) 役員/パートナー/テクニカルオフィシャル(TO)

- TRI/AST/JTU より指定された人数の役員/パートナー/TOの宿泊、交通費、関連諸経費について支払うものとする。
- 役員/パートナーに対して、次のサービスを提供する。ただし、提供内容・費用に関する詳細は、TRI/AST/JTU の定めるものとする。
 - 空港送迎
 - 宿泊/食事
 - 役員/VIPエリアの設置
 - 公式行事すべてへの招待及び送迎
 - パートナーパッケージとお土産
- 技術代表(TD)/副技術代表(aTD)/医療代表(MD)/テクニカルオフィシャル(国際TO/ローカルTO)に対して、次のサービスを提供する。ただし、提供内容・費用に関する詳細は、TRI/AST/JTU の定めるものとする。
 - TD/aTD/MDにかかる宿泊、交通費、関連諸経費の負担
 - TOにかかる宿泊、交通費については、JTU/LOC協議の上で決定する。
- TO体制は、開催地の地域ブロック協議会ならびに都道府県加盟団体に一任する。

17) メディカル体制

- TRI/AST/JTUが定める競技規則等の規則・規程、医療救護指針に準じて、メディカル体制を構築し、医療代表(MD)の承認を受けるものとする。

18) ドーピングコントロール

- 世界アンチ・ドーピング機構(WADA)/日本アンチ・ドーピング機構(JADA) が定める規則・規程に準じて、ドーピングコントロールを実施する。
- JTU主催大会においては、JADAがドーピングコントロールを実施する対象大会を事前に指定する。

19) 水質検査

- TRI/AST/JTUが定める競技規則等の規則・規程に準じて、水質検査を実施する。検査結果を受けて、スイム競技実施の可否を決定する。

20) コンティンジェンシープラン(緊急時対応計画)

- TRI/AST/JTUが定めるイベントオーガナイザーズマニュアル(EOM)等の規則・規程に準じて計画策定する。
- 大会/競技の短縮・変更・中止に伴うキャンセル規程は予め設定し、大会概要に明記する。

21) サステナビリティ(持続可能性)

- TRI/AST/JTUが定めるサステナビリティガイドライン等の規則・規程に準じて計画策定する。
- 大会開催はトライアスロン競技の普及とその効果に貢献している一方、時には環境に悪影響を与えることもあるという認識に立つ必要がある。社会的・環境的責任を担い、大会運営を継続するため、持続可能な取り組みや対策を実践すること。
- 参考) ワールドトライアスロンシリーズ/パラシリーズ(2024/横浜)
World Triathlonから「GOLD」のサステナビリティ認証を受賞！
<https://www.jtu.or.jp/news/2024/05/10/60910/>

大会開催に際して、JTUは次の基準で開催地を選定する。

- 大会開催地における各都道府県加盟団体、自治体からの承認
- 競技に適したテクニカル、且つ、安全で公平なコース
- レース及び試走/試泳に必要な道路、施設、その他公共区域の使用保証
- スイムコースの定期的な水質検査
- 環境条件(WBGT指数、気温、水温、平均降雨量、大気汚染指数、日の出/日の入り)
- 開催日程/時間帯、大会スケジュール
- 主要会場の立地条件、交通アクセス
- 周辺宿泊施設
- 医療/メディカル体制
- アスリートサービス
- 大会保険/補償制度
- テクニカルオフィシャル(TO)の確保
- 大会開催における財政状況
- 観戦者数拡大や観戦者を魅了する付帯事業/施策の計画
- 自然環境への配慮/取り組みを約束し、持続可能な活動計画(サステナビリティプラン)

1. 申込期間

2024年 7月 12日 ~ 2024年 8月 31日

2. 申込方法

LOCは大会開催地における各都道府県加盟団体(※)を通して、メール申請すること。

※)都道府県加盟団体 <https://www.jtu.or.jp/organization/member/>

3. 必要情報

- LOC団体名(大会実行委員会、加盟団体、自治体、民間企業 等)
- 担当者(氏名、メールアドレス、電話番号)
- 大会概要案
- コース案
- 大会運営実績

4. 連絡先/問い合わせ先

JTU事務局イベントチーム event@jtu.or.jp

※ 2026年度以降の開催地公募は、JTU事務局より別途ご案内。